

平成 30 年 3 月 12 日

養父市議会議長 深澤巧様

総務文教常任委員会  
委員長 政次悟

委員会審査報告書

平成 30 年 2 月 26 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

平成 30 年 3 月 1 日（木）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 8 号	養父市日本一へのまちづくり宣言条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 9 号	養父市附属機関の設置等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 10 号	養父市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 11 号	養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 12 号	養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 15 号	養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 16 号	養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 17 号	養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 31 号	養父市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決すべきもの
議案第 32 号	熊次辺地総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

議案第8号 「養父市日本一へのまちづくり宣言条例の制定について」

【質疑】 理念条例との説明であるが、具体的な施策や目標年次を明確にすべきではないか。

【答弁】 この条例は、目標を数値化することに主眼を置いたものではなく、市の目指すべき「まちの姿、考え方」を宣言するものである。

議案第9号 「養父市附属機関の設置等に関する条例の制定について」

議案第10号 「養父市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第11号 「養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 委員会、審議会等の附属機関が条例提案されたが、これら以外は条例で定める必要はないのか。

【答弁】 既に条例で定めているものもある。今回は市が設置している72の附属機関を調べた結果、条例で定めることが必要と判断した21の附属機関について設置した。

【質疑】 名誉市民条例の改正については、合併15年式典と合わせて、名誉市民の称号を贈ろうとするものなのか。

【答弁】 本来条例で定めるべき事項を規則で定めていたことから条例化したものである。

【質疑】 午前と午後に会議があった場合の報酬、費用弁償はどうなるのか。

【答弁】 1つの会議が午前と午後にまたがった場合は1回の会議として1日分を、別々の会議なら会議ごとに1日分の報酬、費用弁償を支払うことになる。

議案第12号 「養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 なぜ、今日まで企画総務部が担当していたのか。当初から教育委員会部局が担当していればよかったですのではないか。

【答弁】 認可を受ける際、養父市は企業誘致の一環として、教育委員会ではなく現在の商工観光課が担当していた。市長部局の総務という観点から、

審議会は企画総務部が担当してきたと思われる。

#### 議案第 15 号 「養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 運営協議会の附帯意見の一つに「市民説明を果たすこと」が明記されているとのことだが、今後どのように対処するのか。

【答弁】 新年度から、保険料の改定と高齢者健康調査の市民説明を自治協議会単位で実施する。また、出前講座等も活用しながら市民説明を行う。

【質疑】 一般財源を投入することでどのようなデメリットが生じることが想定されるのか。

【答弁】 仮に事業年度内で保険給付費が大幅に増加した場合、その対応として県に設置されている財政安定化基金からの借り受けが必要となるが、この借り受けができなくなる可能性はあると思われる。

#### 議案第 31 号 「養父市過疎地域自立促進計画の変更について」

【質疑】 今回の計画変更は、区や地区の要望により事業を追加したものなのか。

【答弁】 区や地区の要望という形ではなく、市が実施する予定の事業追加、また道路・橋梁などの点検結果をもとに追加をしている。除雪機は耐用年数によるものである。

#### 議案第 32 号 「熊次辺地総合整備計画の変更について」

【質疑】 辺地計画策定に当たり、地域局の関わりはどのようにになっているのか。

【答弁】 毎年、庁内各部局から提案された主要建設事業について審査を行い、必要なものを計画書に反映させている。

【質疑】 辺地計画ではソフト事業は実施できないのか。

【答弁】 対象となるのはハード整備のみであり、ソフト事業は対象とならない。